

平成 26 年 3 月 11 日

各位

リアルコム株式会社
代表取締役社長 龍 潤 生
(コード番号：3856 東証マザーズ市場)
問合せ先：取締役管理部長 佐々木 司
電話 03-6864-4001 (代表)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）

当社は、平成 26 年 3 月 11 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（<http://www.realcom.co.jp/>）において公表のとおり、当社以外の全ての株主様を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件により株主様に割り当てられる新株予約権を以下「本新株予約権」といいます。）を行うことを決議いたしました。

つきましては、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様に、本件についてより一層理解を深めていただくため、別紙のとおり「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」をご用意いたしましたので、お知らせいたします。

当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）や上記「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」と併せて、別紙の Q&A もご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当社は、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様向けに、本件のお手続きに関する専用のお問合せ先（P21 に記載しています）を設けております。

（Q&A の目次）

1. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて	・ ・ ・ ・ ・ P 3
2. 本新株予約権の割当てについて	・ ・ ・ ・ ・ P 9
3. 本新株予約権の行使について	・ ・ ・ ・ ・ P11
4. 本新株予約権の取引について	・ ・ ・ ・ ・ P13
5. 単元未満株式及び新株予約権の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・ P15
6. 大量保有報告書の提出義務について	・ ・ ・ ・ ・ P16
7. 税務上の取扱い等について	・ ・ ・ ・ ・ P18
（ご参考）	
本件スケジュール	・ ・ ・ ・ ・ P20

1. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて

Question	Answer
<p>Q1-1 ライツ・オファリングの概要について教えて欲しい。</p>	<p>A1-1 ライツ・オファリングとは、新株予約権をある時点の全ての株主を対象に無償で割り当て、当該新株予約権を行使していただくことにより発行会社が資金を調達する株主割当増資の一種です。 本件におきましては、株主確定日時点の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様（当社を除きます。）が保有する当社普通株式1株に対して、1個の本新株予約権が無償で割り当てられ、1個の本新株予約権の行使により0.5株の当社普通株式が交付されます。よって、行使期間内に本新株予約権を行使し、行使代金として金銭の払込みを行った株主様には、上記の割合に応じて当社普通株式が交付されます。なお、本新株予約権は東京証券取引所に上場する予定ですので（東京証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同様です。）、本新株予約権の上場期間中、東京証券取引所で売却することも可能です。</p>
<p>Q1-2 (1) ライツ・オファリングの特徴は、何か。</p>	<p>A1-2 (1) ライツ・オファリングは、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられる点 が特徴であり、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、持株比率の維持がしやすいものと 理解しております。また、(株式の)株主割当増資や非上場型の新株予約権の無償割当てと比較して、 割り当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点の特徴であると理解しております。 (株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、ま た、非上場型の新株予約権の無償割当てでは、割り当てられた新株予約権の売却の機会が実質的 には限られるため、新株予約権が割り当てられた株主はそれを行わせるか失権させるかの二択を迫ら れることとなると理解しております。この点、ライツ・オファリングでは、新株予約権は証券取引 所において上場され、市場取引等による売却の選択肢が新株予約権者に付与されているため、新株 予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引等により売却しその対価を得ることができ、</p>

	<p>既存株主の皆様の持株比率に応じた経済的利益を保持しやすいものと理解しております。</p>
<p>Q1-2 (2) ノンコミットメント型とはどういう意味か。</p>	<p>A1-2 (2) ノンコミットメント型とは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものであり、本件は、ノンコミットメント型のライツ・オファリングに該当します。 (これに対し、証券会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を全て取得し当該証券会社又は第三者が当該新株予約権を行使することを予め約束する設計のライツ・オファリングをコミットメント型といいます。)</p>
<p>Q1-3 新株予約権とは何か。</p>	<p>A1-3 新株予約権とは、その権利を保有する者（新株予約権者）が、行使期間において行使し行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。）を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。 本新株予約権の内容等の詳細につきましては、当社の平成26年3月11日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」をご参照ください。</p>
<p>Q1-4 本新株予約権の上場概要について教えて欲しい。</p>	<p>A1-4 株主確定日の翌営業日である平成26年3月24日（月）から、本新株予約権は東京証券取引所に上場される予定であり、上場期間中は、お取引先の証券会社等（本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様とします。）を通じ、同市場での売買が可能となります。かかる上場により、本新株予約権の割当てを受けたものの、本新株予約権の行使を希望されない株主様においても、市場取引等を通じて本新株予約権を売却し、その売却代金を得ることが可能となります。一方で、市場取引等を通じて本新株予約権を購入した一般の投資家の皆様が本新株予約権の行使を行い、行使価額を当社に払い込む可能性も見込</p>

	<p>まれることから、当社として資金調達の実性を高める狙いもあります。</p> <p>なお、本新株予約権の上場廃止日は平成 26 年 5 月 13 日（火）を予定しておりますが、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。また、同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日（平成 26 年 5 月 12 日（月））となりますが、売買の取次について詳細は、必ずご自身で、お取引先証券会社等にお問い合わせください。</p>
<p>Q1-5</p> <p>本新株予約権の割当てを受けた後、新株予約権者にはどのような選択肢があるか。</p>	<p>A1-5</p> <p>本新株予約権が割り当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、大別して、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、②本新株予約権を売却して売却代金を得るか、③ ①及び②のいずれも行わないという 3 つの選択肢が考えられます。</p> <p>① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する場合は、行使価額（1 株当たり 350 円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります（詳細は下記「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください）。</p> <p>② 本新株予約権を売却して売却代金を得る場合、本新株予約権の市場等における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができます（本新株予約権の売却に伴って、当社普通株式を取得する権利は失われます）。（詳細は下記「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください）。</p> <p>③ ①及び②のいずれも行わなかった場合、本新株予約権は失権（消滅）し、新株予約権者の皆様は、当社普通株式を取得することはできません。</p> <p>なお、上記はあくまで本新株予約権が割り当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権を行使するのか、売却するのか、又は、行使も売却も行わずに失権させるのかは、新株予約権者の皆様ご自身の投資判断によります。</p> <p>当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスをすることはできませんので、株主の皆様</p>

	<p>様におかれましては、当社が平成 26 年 3 月 11 日付で公表した「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」及び E D I N E T（URL: http://info.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧されている当社の平成 26 年 3 月 11 日付「有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）」等をご参照のうえ（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されません。）、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。</p>
<p>Q1-6 本新株予約権の行使価額の設定理由について説明して欲しい。</p>	<p>A1-6 当社が平成 26 年 3 月 11 日付で公表した「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「6. 発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を 1 株当たり 350 円（本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の終値の 40.7%）と設定しております。これは、当社の株価動向並びに株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様の本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を総合的に勘案して決定されたものです。</p>
<p>Q1-7 新株予約権無償割当てによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えてください。</p>	<p>A1-7 本新株予約権の無償割当てに伴い、平成 26 年 3 月 18 日（火）時点の株主様が保有する当社普通株式の株価につきましては、権利（本新株予約権の割当てを受ける権利）落ちが反映される見込みです。従いまして、平成 26 年 3 月 18 日（火）以降、当社普通株式をご購入いただいても、当該普通株式については当該権利が付与されていないことから、当社普通株式の株価は、当該権利落ちを反映して下落することが想定されます。</p> <p>なお、ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は[（権利付最終値＋新株払込金額）÷（1＋新株割当率）]で計算することとされております。</p> <p>なお、上記権利落ち日の基準値段は、新株予約権が全て権利行使されて発行される株数を前提とし</p>

	<p>て計算した理論値であり、実際の市場価格が上記基準値段と同様になることを保証するものではありません。予めご了承ください。</p>
<p>Q1-8 ライツ・オファリング実施に伴う当社普通株式の取扱いに関して教えて欲しい。</p>	<p>A1-8 当社普通株式につきましては、各証券会社等において従来どおりお取引をすることができます。一方で、本新株予約権につきましては、後述のとおり、証券会社等ごとにお取扱いが異なる可能性があるため、お取引をご希望される方は、予め証券会社等にお問合せください。</p> <p>なお、本 Q&A において言及される本新株予約権の市場における売買可能予定期間（平成 26 年 3 月 24 日（月）から平成 26 年 5 月 12 日（月）まで）及び本新株予約権に係る権利の行使期間（平成 26 年 4 月 24 日（木）から平成 26 年 5 月 19 日（月）まで）は、本新株予約権に関する事項であり、当社普通株式に関する事項ではございませんのでご注意ください。</p>
<p>Q1-9 本新株予約権の行使により当社普通株式が一斉に交付されるのであれば、株式価値が大きく希薄化することになるのではないか。</p>	<p>A1-9 本新株予約権は、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該株主様が保有する持分の希薄化は基本的に生じないものと考えております。</p> <p>また、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場等で売却することにより、持分の希薄化により生じる経済的な不利益の全部または一部を補う機会が得られるようになっております。なお、本新株予約権の売却金額は本新株予約権の市場価格等に左右されますのでご注意ください。</p>
<p>Q1-10 主要株主の本新株予約権の行使意向を教えてください。</p>	<p>A1-10 当社は、主要株主でもある当社代表取締役龍潤生氏及び当社取締役巖平氏より、今回の新株予約権</p>

	<p>無償割当により、同〓に割当てられることとなる本新株予約権は、最大限行使を行う旨の意向を受けておりますが、具体的な行使方針については未定の状況です。詳細につきましては、平成 26 年 3 月 11 日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（http://www.realcom.co.jp/）の「9. 主要株主の権利行使予定について」をご参照ください。</p> <p>なお、具体的な行使方針又はその結果につきましては、当社にて確認出来次第、適宜開示をしていく予定です。</p>
<p>Q1-11 当社普通株式の「るいとう」や「ミニ株」の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>A1-11 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いにつきましては、お取引先の証券会社等にお問合せください。</p>
<p>Q1-12 当社普通株式の信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について説明して欲しい。</p>	<p>A1-12 現行の制度では、原則として、信用取引で買い建てている普通株式につきましては、お客様の名義にならないことから、お客様が新株予約権の無償割当てを受けることはできません。信用取引に係る各種取扱いの詳細については、お取引先の証券会社等へお問合せください。</p>
<p>Q1-13 外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。</p>	<p>A1-13 当社の株主様のうち、外国居住者又は日本法以外の法を設立準拠法とする会社である株主様（以下「外国居住株主」といいます。）につきましても、本新株予約権の割当てはなされ、原則として本新株予約権の売買は可能となりますが、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。</p> <p>当該制限の趣旨につきましては、主として、外国の当局に対する登録等の手続きに係るコスト負担を回避する目的でございます（詳細につきましては、当社が平成 26 年 3 月 11 日付で公表した「新株予約権無償割当て（ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当</p>

	<p>て)に関するお知らせ」の「10. 各株主のお取引について」をご参照ください。)。一方、本新株予約権の市場等での売却につきましては制限を設けておらず、希薄化により生じる不利益の全部又は一部を本新株予約権の売却益によって補う機会は設けております。本新株予約権の売却については下記「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。</p> <p>但し、上記のと通りの当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、弁護士等にお問合わせください。</p> <p>※例外的措置</p> <p>本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知致しますので、その後証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。例外的措置を希望する外国居住株主の皆様につきましては、まずは事前に当社の問合せ先（電話番号：03-6864-4005）までお電話でご相談ください。</p>
--	---

2. 本新株予約権の割当てについて

<p>Q2-1 本新株予約権の無償割当てを受けるに</p>	<p>A2-1 本新株予約権の割当てを受ける株主確定日は平成26年3月20日（木）となっておりますので、同</p>
-----------------------------------	---

<p>はどうしたらよいか。</p>	<p>日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。本新株予約権の無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、平成 26 年 3 月 17 日(月)となります。なお、本新株予約権は無償で割り当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いいただく必要があります。）</p>
<p>Q2-2 保有株式に対して何個の本新株予約権が割り当てられるのか。</p>	<p>A2-2 新株予約権の割当てを受ける株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割り当てられることとなります。</p>
<p>Q2-3 新株予約権証券は発行されるのか。また、本新株予約権の割当てを受けた事実はどのように確認すればよいのか。</p>	<p>A2-3 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。当社としては、通常、新株予約権の割当てを受ける株主確定日である平成 26 年 3 月 20 日（木）の翌営業日に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の証券口座に新株予約権の残高が記録されるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社等にお問い合わせください。</p>
<p>Q2-4 特別口座に記録された本新株予約権の手続きについて教えて欲しい。</p>	<p>A2-4 特別口座※（三井住友信託銀行株式会社）に記録された本新株予約権については、当該口座内においてその行使又は売却をすることができません。当該新株予約権の行使又は売却をご希望される場合には、本新株予約権を割り当てられた株主の皆様のお取引先の証券会社の口座へ本新株予約権を振り替える必要がありますので、お早めにお取引先証券会社等までお問い合わせください。</p> <p>※ 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に預託していない株券を、株主の権利を保全する（守る）ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関（一般的には株主名簿管理人）に開設する口座です。従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告を行うことができるようにすることを目的とする制</p>

	度（特定口座制度）による「特定口座」ではございませんのでご注意ください。
Q2-5 本新株予約権の無償割当て後はどのような書類が、いつ、どこに送付されるのか。	A2-5 株主確定日である平成26年3月20日（木）における最終の株主名簿に記載又は記録された各株主様に対しては、お取引先の証券会社等に登録されている住所を送付先として、平成26年4月9日（水）頃を目途に本新株予約権に係る株主割当通知書が送付されます。 但し、本新株予約権の売買につきましては、株主割当通知書を受領する前から可能であり、本新株予約権の上場日である平成26年3月24日（月）からお取引が可能です。本新株予約権の売買を希望される株主様及び一般の投資家様は、ご自身でお取引先の証券会社等へお問合せください。
Q2-6 自己株式には本新株予約権は割り当てられるのか。	A2-6 会社法第278条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。

3. 本新株予約権の行使について

Q3-1 本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか。	A3-1 本新株予約権の目的となる当社普通株式の数は、本新株予約権1個につき0.5株となっております。従いまして、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されている証券会社を通じて当社に行使価額（1株当たり350円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数に0.5を乗じた数の当社普通株式を取得することとなります。 <u>※本新株予約権を奇数個行使された株主様に関しましては、1株に満たない端数株式が生じることとなりますが、その場合端数株式は切り捨てられ、お支払頂いた行使代金の一部を事実上放棄することになりますので、ご注意ください。</u>
Q3-2	A3-2

<p>保有する複数の本新株予約権（例えば 1,000 個）のうち、その一部（例えば 600 個）を行使することはできるのか。</p>	<p>本新株予約権の行使は 1 個単位から可能となっておりますので、各本新株予約権者の皆様が複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することは可能です。従いまして、例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 600 個のみを行使し、残りの 400 個は市場で売却することなども可能です。</p>
<p>Q3-3 1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個）を行使することはできるのか。</p>	<p>A3-3 本新株予約権の発行要項第 5 項（6）において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1 個の本新株予約権の一部（例えば 0.5 個の本新株予約権）のみを行使することはできません。なお、先述のように 1,000 個中 600 個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>Q3-4 本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか。</p>	<p>A3-4 本新株予約権の行使可能期間は、平成 26 年 4 月 24 日（木）から平成 26 年 5 月 19 日（月）までとなります（但し、平成 26 年 5 月 19 日（月）は発行要項上の行使期間ではありますが、証券会社にて権利行使の取次業務を行う日を基準にすると、実務上、本新株予約権の行使を請求できる期間は、同年 5 月 16 日（金）の営業時間中までとなります。）。本新株予約権の行使手続きの完了には、原則として、平成 26 年 5 月 16 日（金）の営業時間内までに、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し（証券会社によっては、受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がございます。）、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されます。 <u>なお、お取引先証券会社によって行使請求の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求受付期間及び行使手続きにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</u></p>
<p>Q3-5 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手順をすればよいのか。</p>	<p>A3-5 本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、①所定の振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要事項を記入、捺印のうえ、</p>

	<p>ご提出頂くとともに、②行使価額（1株当たり350円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込む必要があります。但し、証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p> <p>なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三井住友信託銀行株式会社 証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>Q3-6 本新株予約権の行使請求取次書はどこで入手できるのか。</p>	<p>A3-6 振替新株予約権行使請求取次依頼書については、証券会社によって行使請求書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。</p> <p>なお、外国居住株主の皆様については、一定の場合に本新株予約権の行使が制限されますので、行使手続に際しては所定の行使請求取次依頼書の様式をご利用いただくこととなります。外国居住株主の皆様においては、上記「Q1-13 外国居住株主の皆様について、割当て、行使、売買について制約があるのか。」をご参照ください。</p>
<p>Q3-7 株式が手に入るのはいつか。</p>	<p>A3-7 原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付けている場合がございますので各株主様自身にてご確認ください）及び行使価額の払込みの完了が確認できた日から4営業日目に、当社普通株式について、各本新株予約権者の皆様の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能になるものと理解しております。但し、お取引先証券会社によって手続きや証券口座への記録時期が異なる場合がありますので、必ずご自身で、各お取引先証券会社へお問合せください。</p>
<p>Q3-8 本新株予約権の行使により生じる費用</p>	<p>A3-8 本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、必ずご</p>

について教えて欲しい。	自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
-------------	--------------------------

4. 本新株予約権の取引について

Q4-1 本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続きをすればよいのか。	A4-1 当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて売買することが可能であると理解しております。但し、本新株予約権の売買の手続きや売買請求の受付最終日等、詳しいことにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q4-2 本新株予約権の市場における売買単位はどうか。	A4-2 本新株予約権の売買単位は100個ですので、100個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。
Q4-3 本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか。	A4-3 本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。
Q4-4 本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか。	A4-4 約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。ただし、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q4-5 本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えて欲しい。	A4-5 本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。）。
Q4-6 本新株予約権を市場取引で取得した場合、行使までの手続きはどうか。	A4-6 市場で取得した本新株予約権は約定日から3営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割り当てされた本新株予約権の行使と同様ですので、上記「Q3-5

か。	本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続をすればよいのか。」をご参照ください。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。
Q4-7 本新株予約権の売買可能期間は、いつからいつまでか。	A4-7 本新株予約権につきましては、株主確定日の翌営業日である平成26年3月24日（月）から東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成26年5月13日（火）を予定しておりますが、具体的には、追って東京証券取引所より発表されます。 <u>同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日となりますが、証券会社によっては受付期間及び手続方法等が異なる場合がございますので、売買の取次について詳しいことは、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</u> なお、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされた場合には、当社でもプレスリリースにて公表する予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。
Q4-8 外国居住者が本新株予約権の売買を行うに際して制限はあるか。	A4-8 本新株予約権は、市場取引等を通じて譲渡することが可能ですが、外国居住の株主様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について制約がある可能性がございますので、外国居住の株主様によるお取引あるいは国内居住の株主様が外国居住の株主様へ相対取引にて売却する場合においては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。また、外国居住の株主様によるお取引については「Q1-13 外国居住株主による本新株予約権の割当て、行使、売買について制約があるか。」を併せてご確認ください。
Q4-9 本新株予約権の買付けに公開買付け規制の適用はあるか	A4-9 本新株予約権につきましては、東京証券取引所の市場を通さずに本新株予約権者から、相対にて買付け頂くことも可能であるとの理解です。ただし、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手先の人数、買付ける本新株予約権の個数によっては、金融商品取

	引法第 27 条の 2 第 1 項各号の何れかに該当し、株式公開買付け手続きが必要となる可能性もございますので、ご注意ください。詳細につきましては、必ずご自身にて個別に弁護士等にお問合わせください。
--	---

5. 単元未満株式及び新株予約権の取扱いについて

Q5-1 単元未満株式とは何か。	A5-1 当社は、株主が株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式を 100 株とする旨を当社定款において定めています。この一単元に満たない株式を単元未満株式といたします。 単元未満株式は、配当を受ける権利や残余財産の分配を受ける権利、株式や新株予約権の割当てを受ける権利は通常株式と変わらない一方、株主総会における議決権がないことに加え、取引所の業務規程において株式の売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められていることから、市場を通じた売買が行えません。 また、新株予約権についても、その売買単位は単元株式数と同数とするものとして定められているため、その売買は 100 個単位で行われることとなります。
Q5-2 新株予約権の行使により単元未満株式が発生するケースはあるのか。	A5-2 行使する新株予約権の個数が 200 個の倍数以外の場合には、単元未満株式が発生することとなります。例えば、100 個の新株予約権を行使した場合の取得株式は 50 株となり単元未満株式となります。単元未満株式は市場での取引はできませんので、ご注意ください。
Q5-3 単元未満株式を処分したい場合はどうすればよいか。	A5-3 単元未満株式を有している株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社が買取る）を請求することが可能です。当該制度の利用につきましてはご希望がございましたら、必ずご自身にて、お取引先証券会社等までお問合わせください。

6. 大量保有報告書の提出義務について

<p>Q6-1</p> <p>本新株予約権の割当時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A6-1</p> <p>現行の法制度に基づきますと、株券等の保有者の株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の23）が、また、既に大量保有報告書を提出している方の株券等保有割合が1%以上増減した場合等には、変更報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の25）が生じることとなります。本件においては、本新株予約権の割当てを受けた時点で、各株主様の潜在株式数が増加する一方、分母となる発行済株式総数は本新株予約権の行使がない限り増加しないため、当該時点において各株主様の株券等保有割合が増加することになります。</p> <p>よって、本新株予約権の割当てによって、各株主様において大量保有報告書又は変更報告書の提出が必要となる場合があるものと理解しております。</p> <p>なお、本件に関する株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A/B</p> <p>A = 保有株式数（保有者 + 共同保有者） + 潜在株式数（保有者 + 共同保有者）</p> <p>B = 発行済株式総数 + 潜在株式数（保有者 + 共同保有者）</p> <p>※「発行済株式総数」は平成26年3月11日時点で3,514,400株となり、「潜在株式数」は各株主様に割当てられた新株予約権を全て行使した場合の取得株式数（例えば、新株予約権を100個割当てられた場合は50株）となります。</p> <p>なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書又は変更報告書の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願い致します。</p> <p>その他、以下の状況におきましても大量保有報告書又は変更報告書を提出する必要性が生じる可能性</p>
--	--

	<p>がございますので、本新株予約権者の皆様につきましてはご注意を頂ければと存じます。</p> <p>新株予約権の行使を行った場合⇒Q 6 - 3</p> <p>新株予約権の売買を行った場合⇒Q 6 - 4</p> <p>新株予約権の行使期間終了時⇒Q 6 - 5</p>
<p>Q 6 - 2</p> <p>新株予約権の行使期間中における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A 6 - 2</p> <p>本新株予約権の行使期間中、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、本新株予約権を行使しない本新株予約権者の株券等保有割合は徐々に減少していきませんが、現行の法制度に基づきますと、当該本新株予約権者が新株予約権を行使した場合や本新株予約権の売買を行った場合を除き、変更報告書の提出は不要であると理解しております。</p>
<p>Q 6 - 3</p> <p>本新株予約権の行使時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A 6 - 3</p> <p>現行の法制度に基づきますと、新株予約権の対象株式数についても株券等保有割合に算入されるため、新株予約権が行使されても、本新株予約権の売買を行った場合を除き、株券等保有割合に増減はありませんが、保有する株券等の内訳に変更が生じるため、当該内訳の変更が発行済株式総数等の1%以上の変更である場合には、変更報告書を提出する必要があると理解しております。</p>
<p>Q 6 - 4</p> <p>本新株予約権の売買時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい。</p>	<p>A 6 - 4</p> <p>現行の法制度に基づきますと、本新株予約権者が本新株予約権を売買することにより、その株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務が生じ、また、既に大量保有報告書を提出している方の株券等保有割合が本新株予約権を売買することにより1%以上増減した場合には、変更報告書の提出義務が発生する可能性があるかと理解しております。</p>
<p>Q 6 - 5</p> <p>行使期間終了時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。</p>	<p>A 6 - 5</p> <p>現行の法制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い失権（消滅）するものとされていることから、本新株予約権の行使期間の満了時において未行使の新株予約権を保有す</p>

	る本新株予約権者につきましては、行使期間の満了時に株券等保有割合が減少し、変更報告書の提出が必要となる場合があると理解しております。
--	--

7. 税務上の取扱い等について

本項目では、本新株予約権に係る税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社にご確認くださいませようお願い致します。

また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

Q7-1 本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか。	A7-1 各株主様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座簿が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に記録されることと理解しております。ただし、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各お取引証券会社へお問い合わせください。
Q7-2 本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうか。	A7-2 無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）となります。本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象となります。 *1 平成26年中の譲渡益に対する税率は、20%（所得税15%、住民税5%）になり、また、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されます。 *2 軽減税率の規定、特定口座及び一般口座の双方に対して適用されると理解しております。 なお、各株主様でお取引の際には、必ずご自身にて、弁護士又は税理士等にお問い合わせください。

<p>Q7-3 一般口座で管理される本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるのか。</p>	<p>A7-3 確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。</p>
<p>Q7-4 本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか。</p>	<p>A7-4 本新株予約権の取得方法に応じ次の通りになります。</p> <p>① 無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合 「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。</p> <p>② 市場の売買により取得した本新株予約権の行使による場合 「権利行使による1株当たりの払込金額」+（「本新株予約権の行使直前の取得価額（取得に要した売買手数料等を含みます。）」÷「権利行使により取得した株式数」）により算出した1株当たりの取得価額に対し「権利行使により取得した株式数」を乗じた額になります。</p> <p>なお、株主の皆様が本新株予約権無償割当ての前から保有する当社普通株式について、新株予約権無償割当てに係る権利落ちが株価に反映されますが、当該当社普通株式の課税上の取得価額には反映されません。</p>

（ご参考）本件スケジュールについて

本件に係るスケジュールは以下のとおりとなっております。お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意ください。

項目	日程	備考
新株予約権の無償割当ての権利付最終買付け日	平成26年3月17日（月）	本新株予約権の無償割当てを受けることを目的として、新規に当社普通株式を取得する場合は、株主確定日の3営業日前の日までに買付けを行って

		いただく必要があります。
新株予約権割当株主の株主確定日	平成 26 年 3 月 20 日 (木)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく本新株予約権の無償割当てを受けることができます。
新株予約権の市場における売買可能 (上場) 予定期間	平成 26 年 3 月 24 日 (月) から 平成 26 年 5 月 12 日 (月)	東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、ご確認頂ければと存じます。
新株予約権割当通知書の発送予定日	平成 26 年 4 月 9 日 (水) 頃	各株主様のお取引先の証券会社等に登録しております住所を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の無償割当て及び上場は、当該通知の到達前に行われます。
新株予約権に係る権利の行使期間	平成 26 年 4 月 24 日 (木) から 平成 26 年 5 月 19 日 (月) まで	本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、平成 26 年 5 月 16 日 (金) の営業時間内までに、行使に必要な手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。また、証券会社等によっては行使請求の取次受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社等へ直接お問い合わせください。

<上記以外のご質問およびお問い合わせ>

リアルコム株式会社 (IR 担当)

03-6864-4005 (土・日・祝日を除く平日 10:00~17:00)

ご注意

本書は、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権 (消滅) に係る投資判断については、本件に係る平成 26 年 3 月 11 日付「ライセンス・オフERING (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て) に関するお知らせ」(URL : <http://www.realcom.co.jp/>) 並びに EDINET より、有価証券届出書 (訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)

(URL : <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>) を熟読されたうえで、株主又は投資家の責任において行ってください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933 年 米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

以上